

【令和5年5月8日改訂版】

要保存

感染症にかかった時には ～出席停止の取り扱いについて～

横浜市立平戸台小学校

法律に定められた学校感染症にかかると出席停止とされ、医師の許可があるまで登校してはけません。**感染症であることがわかりましたら、すぐに学校までお電話ください。**

(感染症の種類によっては、ただちに教育委員会や区福祉保健センターへの報告する必要があります。ご協力よろしくお願いいたします。)

学校感染症の種類と出席停止期間については、裏面をご覧ください。

医師から登校許可が出ましたら、治った後初めて登校する日に、下の「感染症治癒届」を提出してください。

保護者が医師の指示内容を「感染症治癒届」に記入して提出すると出席停止扱いとなりますが、提出が無い場合は病気欠席扱いとなります。

(医師に証明書を書いていただくとは有料の場合があります。ご承知おきください。)

☆この用紙はご家庭で1年間保管して下さい☆

キリトリ

平戸台小学校長様

感染症治癒届

感染症名 _____

が治癒し、医師より登校許可との診断を受けましたので、届け出いたします。

令和 ____年 ____月 ____日

____年 ____組 児童氏名 _____

保護者氏名 _____

診断医療機関名 _____

疾病が発症した日 令和 ____年 ____月 ____日

治癒が確認された日 令和 ____年 ____月 ____日

平戸台小学校長様

感染症治癒届

感染症名 _____

が治癒し、医師より登校許可との診断を受けましたので、届け出いたします。

令和 ____年 ____月 ____日

____年 ____組 児童氏名 _____

保護者氏名 _____

診断医療機関名 _____

疾病が発症した日 令和 ____年 ____月 ____日

治癒が確認された日 令和 ____年 ____月 ____日

学校感染症と出席停止期間

対象疾病		出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 ・ パスト	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスであるものに限る)	
	マールブルグ病 ・ ラッサ熱	
	急性灰白髄炎 ・ シフテリア	
	痘そう ・ 南米出血熱	
	インフルエンザ (H5N1 型のみ)	
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺 ^{がつか} または舌下腺の腫脹が発症した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化 ^{かひか} するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス (COVID-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	伝染のおそれなくなるまで
	第3種	腸管出血性大腸菌感染
流行性角結膜炎 ・ 腸チフス		
急性出血性結膜炎 ・ コレラ		
細菌性赤痢 ・ パラチフス		
その他の伝染病		

*第3種「その他の伝染病」とは ヘルパンギーナ・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足病・伝染性紅斑・伝染性膿痂疹・伝染性単核症・伝染性軟属腫^{かいせん}・疥癬^{かいせん}・その他医師が伝染すると認めたもの。

*原則として「出席停止」ではなく「病気による欠席」として扱いますが、流行や蔓延^{まんえん}のおそれのある時には、学校長・学校医・関係機関と協議検討することとされています。